

事業主の証明による扶養者認定の円滑化の取扱い

1 収入基準額について変更なし

被扶養者の認定における収入基準額は、年130万円未満（60歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満。以下同じ。）です。

2 収入確認時における取扱いについて

上記1にかかわらず、**人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加し、年130万円以上となる場合には**、新たに被扶養者の認定を受ける際又は被扶養者の資格確認を行う際に、「事業主の証明書」（別添参照）を添付願います。

必要書類（過去の課税証明書、給与明細書、源泉徴収票、雇用契約書等）及び事業主の証明書と照らし、総合的に将来収入の見込みを判断し、原則として、「被扶養者として認定する」又は「直ちに被扶養者認定を取り消さない」取扱いとします。

3 一時的な事情の判断基準

上記2はあくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について**原則として連続2回まで**を事業主の証明書による審査とします。

また、新たに被扶養者の認定を受ける際又は被扶養者の資格確認を行う際に、事業主の証明書を添付して被扶養者になった者で、次の被扶養者の収入確認時点で年130万円以上の収入であると確認されたときは、事業主の証明書の有無を確認して被扶養者の資格確認をします。事業主の証明書がない場合は、この取扱いの対象とはならず、通常の被扶養者の取扱いと同様となります。

なお、事業主の証明書の記載内容に誤りがあった場合、遡及して被扶養者認定が取り消される場合がありますので御注意ください。

4 適用日

令和5年10月20日以降の被扶養者認定及び収入確認から当分の間

5 留意事項

(1)健康保険の被保険者の適用条件を満たす者の取扱い

健康保険の被保険者の適用条件に当てはまる者については、健康保険法上、健康保

険への加入が義務づけられており、健康保険の被保険者となった場合には、被扶養者とならないことにご留意ください。

(2)通常被扶養者認定における取扱い

この取扱いについては、人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加する被扶養者が対象となります。この収入を除いてもなお収入基準額以上となる場合は取消しとなることもありますのでご注意ください。

また、健康保険の被扶養者の要件は、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより取消しとなることもありますので併せてご注意ください。